

令和3年4月30日

学生・児童生徒等の皆様

教職員の皆様

学外者の皆様

奈良教育大学緊急事態等対策本部長

加藤 久雄

新型コロナウイルス感染症への本学の対応について（第14報）

本学は現在、「[新型コロナウイルス感染症への本学の対応について（第13報）](#)」（4月20日付け）の対応を取っていますが、奈良県を含む近畿圏における新型コロナウイルス感染・拡大の急増に鑑み、令和3年4月30日（火）以降の対応を下記のとおりとすることをお知らせします。

なお、本対応は、今後の状況によっては変更する可能性があります。

記

1 学生・児童生徒等

➤ 学部生・大学院生

授業等は、令和3年4月26日（月）から令和3年5月16日（日）までの期間、「令和3年度前期における授業・ゼミ等の実施方針について」（令和3年2月24日付け）における「R3レベル5（非対面による実施）」により原則実施する。ただし、学内での自習のために入構することはできるものとする。

課外活動は、令和3年4月26日（月）から令和3年5月16日（日）までの期間、「新型コロナウイルス感染防止のための課外活動指針」における「レベル2（すべての課外活動を停止）」としてその活動を停止する。

なお、「[新型コロナウイルス感染症に対する学生ならびに教職員の行動指針](#)」及び「[新型コロナウイルス感染症\(COVID-19\)対応マニュアル（第10報）](#)」を遵守の上（3密回避、マスク着用、手指消毒、[健康チェックシート](#)・[行動記録票](#)の記入、COCOAの登録等）、感染防止に最大限留意するものとする。

➤ 附属学校園の児童生徒等

学校園の活動に合わせて入構を可能とする。

2 大学教員・附属学校園教員

➤ 大学教員

通常勤務とする。ただし、教育・研究上、または業務上支障がない場合に限り、在宅勤務を可能とする。公共交通機関の利用者は時差出勤を推奨する。

➤ 附属学校教員

通常勤務とする。

3 役員・職員

通常勤務とする。ただし、業務上支障がない場合は、在宅勤務を推奨する。公共交通機関の利用者は時差出勤を推奨する。

執務室は密集を避ける勤務環境とする。

4 学外者

本学への用務を目的とした入構は可能とし、入構する場合は、守衛室で「臨時入構許可申請書」に必要事項を記入するものとする。

5 その他

(1)教育研究活動

感染防止に最大限留意し実施する。

(2)出張

【国内】感染予防対策を徹底し、感染の可能性のある場所や3密のある場所への訪問は避けた上で可能とする。ただし、国や都道府県独自の緊急事態宣言が出された地域やまん延防止等重点措置が適用された地域への出張は自粛する。

【外国】外務省の感染症危険情報の国・地域のうち、レベル3（渡航中止勧告）・レベル2（不要不急の渡航中止）は渡航不可とする。

(3)学内会議

対面式の会議を行うことができる。ただし、3密を避けるため、マスクを着用し、人との間隔を1m以上空け、会場の収容人数の半数以下とすることに留意する。なお、可能な限りメール会議やオンライン会議を推奨する。

(4)施設の外部貸付

当面の間、予約は見合わせる。

→「[本学施設に関する外部貸付に関する当面の見合わせについて](#)」

(5)その他

- ①第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会（令和2年10月23日）
[「感染リスクが高まる『5つの場面』及び『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』」](#)に留意する。特にキャンパス内（屋外を含む。）での昼食時等、マスク不着時における会話について、厳に慎むことを求める。
- ②第46回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年11月16日）
[「職場における一層の対策強化」](#)を進める。